

ガスふろがま及び石油ふろがまの事故の防止について（注意喚起）

ガスふろがま及び石油ふろがま（※1）の事故は、冬の時期に比較的多く発生しているため注意が必要です。

NITE製品安全センターに通知された製品事故情報（※2）のうち、平成19年度から23年度までの5年間に、ガスふろがまによる事故が544件、石油ふろがまによる事故が303件発生しています（※3）。

ガスふろがまの事故544件の被害状況は、死亡2件、重傷12件、軽傷61件、拡大被害（※4）83件、製品破損等386件です。また、石油ふろがまの事故303件の被害状況は、死亡3件、重傷1件、軽傷16件、拡大被害175件、製品破損等108件です。

事故の発生状況を製品ごとに現象別に分析すると、次のような事故が多く発生しています。

（1）ガスふろがま

- ① 点火操作を繰り返す等で、ガスが滞留して異常着火した。
- ② 浴室の排水口が詰まり、燃焼部等が繰り返し水につかって腐食や亀裂が生じ、炎が外へあふれた。

（2）石油ふろがま

- ① 空だきによって製品や周囲が発火・焼損した。
- ② 長期使用によって、燃料が漏れる等で、出火、焼損した。

これらの事故は、誤使用や不注意等の使い方による事故や長期使用による事故（異常燃焼や燃料漏れ等）が多く見受けられますが、使用の際の注意や日頃の点検により未然に防ぐことができるものも多いことから、注意喚起を行うこととしました。

（※1）ガスふろがま：給湯機付ガスふろがまを含む。

石油ふろがま：まき兼用石油ふろがま及び給湯機付石油ふろがまを含む。

（※2）消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集した非重大製品事故やヒヤリハット情報（被害なし）を含む。

（※3）平成24年12月27日現在、重複、対象外情報を除いた件数で、事故発生日に基づき集計。

（※4）製品本体の被害にとどまらず、周囲の製品や建物に被害が及ぶことを拡大被害としている。

1. ガスふろがまの事故について

(1) 年度別事故発生件数及び被害状況について

ガスふろがまの事故は平成19年度から23年度までの5年間に544件ありました。

「年度別事故発生件数及び被害状況」を図1に示します。

平成20年度以降、事故件数は微増傾向にあり、平成23年度においては112件の事故が発生しています。さらに、死亡・重傷・軽傷の人的被害件数は、544件中75件（13.8%）ありました。特に、微増傾向にある製品破損事故においては、点検修理中に発見された、ふろがま・ケーシングの一部変形等、22件が含まれています。

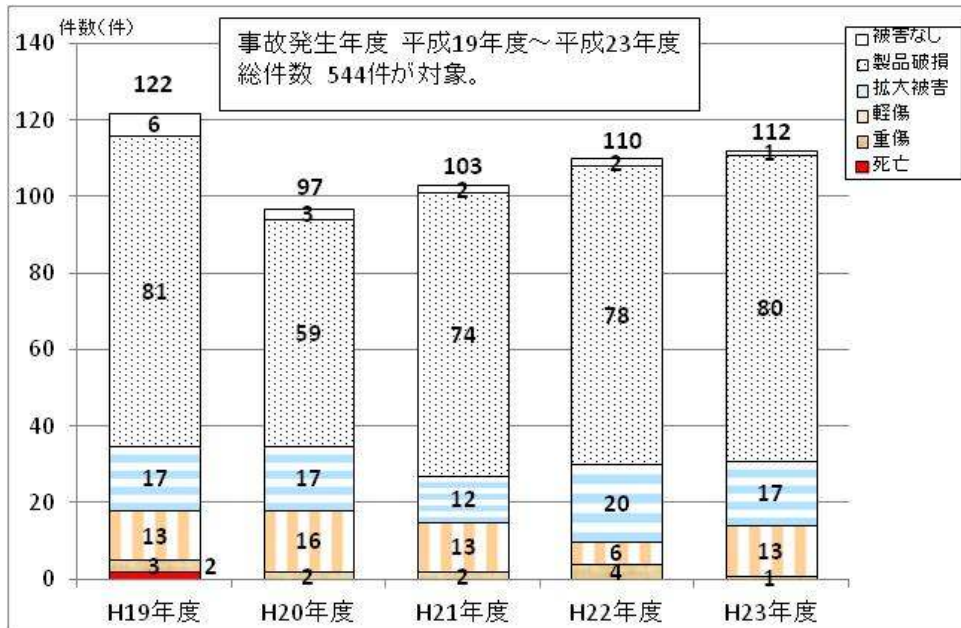


図1 年度別事故発生件数及び被害状況

(2) 事故の月別発生件数について

ガスふろがまの事故の「月別発生件数」を図2に示します。

月別にみると事故は、1月から3月にかけて多くなっています。



図2 月別発生件数

(3) 事故の年代別被害者数について

ガスふろがまの事故において人的被害のあった93人(75件)のうち、年代の判明した35人(29件)について、「年代別被害者数」を図3に示します。

50歳代と60歳代の死亡者は一酸化炭素中毒によるものです。また、10歳未満、10歳代及び30歳代では、高温のお湯でやけどや一酸化炭素中毒による事故が多くなっています。

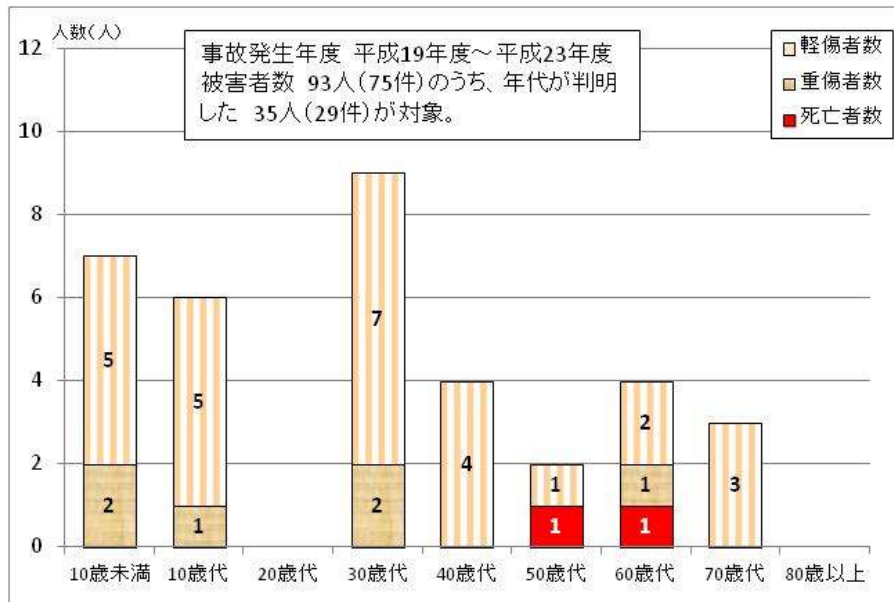


図3 年代別被害者数

(4) 事故の原因と被害について

ガスふろがまの「事故原因区別発生件数」を図4に示します。

事故原因区別では、「誤使用や不注意によるもの(事故原因区分E)」が196件(36.0%)と多く、「製品に起因するもの(事故原因区分A、B、C、G3)」は136件(25.0%)です。このうち、事業者により社告が実施されているのは、75件のゴム製ダイヤフラム劣化・ガス漏れによる異常着火等、82件です。

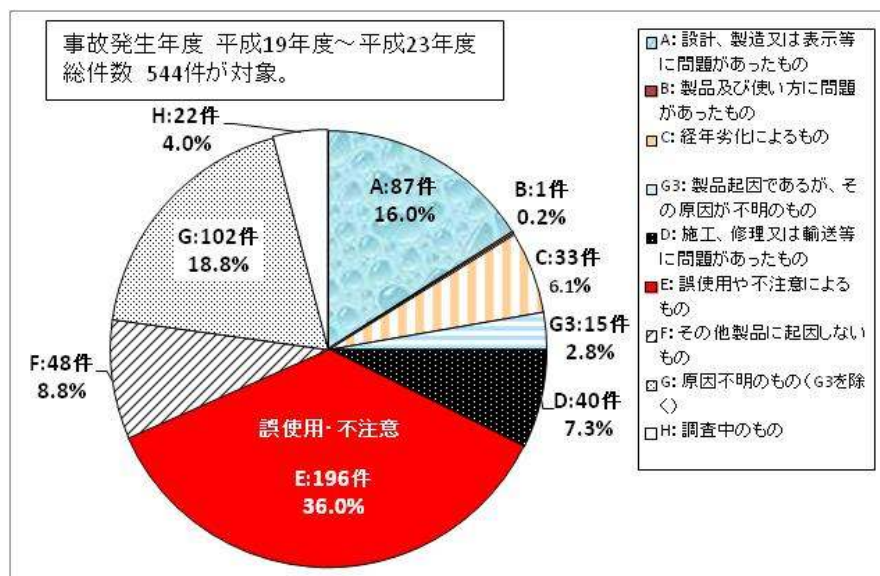


図4 事故原因区別発生件数

ガスふろがまの「事故原因区分別被害状況」を表1に示します。

544件のうち、455件（83.6％）が物的被害ですが、人的被害は75件（13.8％）あり、そのうち47件が誤使用や不注意によるもの等の「製品に起因しない事故（事故原因区分D、E、及びF）」によるものです。

表1 事故原因区分別被害状況（※5）

被害状況 事故原因区分		人的被害			物的被害		被害なし	合計
		死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
製品に起因する事故	A：設計、製造又は表示等に問題があったもの			2 (2)	1	83	1	87 (2) [0]
	B：製品及び使い方に問題があったもの				1			1 (0) [0]
	C：経年劣化によるもの			2 (3)	9	22		33 (3) [0]
	G3：製品起因であるが、その原因が不明のもの			1 (1) [1]	2	12		15 (1) [1]
	小計	0 (0) [0]	0 (0) [0]	5 (6) [1]	13 (0) [0]	117 (0) [0]	1 (0) [0]	136 (6) [1]
製品に起因しない事故	D：施工、修理、又は輸送等に問題があったもの	2 (2)		4 (8)	4	28	2	40 (10) [0]
	E：誤使用や不注意によるもの		4 (4)	21 (23) [1]	24 [3]	143	4	196 (27) [4]
	F：その他製品に起因しないもの		5 (6) [1]	11 (19) [1]	12	18	2	48 (25) [2]
	小計	2 (2) [0]	9 (10) [1]	36 (50) [2]	40 (0) [3]	189 (0) [0]	8 (0) [0]	284 (62) [6]
G：原因不明のもの (G3を除く)			3 (3)	16 (18)	18 [2]	60	5	102 (21) [2]
H：調査中のもの				4 (4)	12 [1]	6		22 (4) [1]
合計	事故件数 被害者数 火災件数	2 (2) [0]	12 (13) [1]	61 (78) [2]	83 (0) [6]	372 (0) [0]	14 (0) [0]	544 (93) [9]

（※5）平成24年12月27日現在、重複、対象外情報を除いた件数。

被害状況別で、人的被害と同時に物的被害が発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。また、（）の数字は被害者数、[]の数字は事故件数の内数で火災件数。製品本体のみの被害（製品破損）にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。また、壁や柱等の建物又は畳やふすま等の建具の一部以上が焼損することを「火災」としている。

(5) 事故の現象別被害状況

ガスふろがまの事故の「現象別被害状況」を表2に示します。

①「点火操作を繰り返す等で、ガスが滞留して異常着火した。」が141件で事故件数及び人的被害の件数も多くなっています。また、⑤「入浴、シャワー、追いだきの際に、熱湯に触れ、やけどを負った。」では10件のやけどによる重傷事故、さらに⑦「給気口等を工事用養生シート等で覆っていたため、不完全燃焼またはガスが滞留して異常着火した。」では2件の一酸化炭素中毒による死亡事故が発生しています。

表2 事故の現象別被害状況 (※5)

被害状況 現象の内容		人的被害			物的被害		被害なし	合計
		死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品損破		
事故原因区分B、G	①点火操作を繰り返す等で、ガスが滞留して異常着火した。			13 (15)	5	119	4	141 (15) [0]
	②浴室の排水口が詰まり、燃焼部等が繰り返し水につかって腐食や亀裂が生じ、炎が外へあふれた。			1 (1)	6	44		51 (1) [0]
	③長期使用により、異物の詰まりや腐食・部品の劣化が生じ、不完全燃焼による異常燃焼や漏れたガスに引火した。			5 (6)	11 [1]	31		47 (6) [1]
	④パッキン等の取付不備や締付不足によってガスが漏れ、漏れたガスに引火した。			1 (1)	3	18	1	23 (1) [0]
	⑤入浴、シャワー、追いだきの際に、熱湯に触れ、やけどを負った。		10 (10)	11 (11)				21 (21) [0]
	⑥空だきによって、製品や周囲が発火・焼損した。			1 (1) [1]	9 [3]	5	1	16 (1) [4]
	⑦給気口等を工事用養生シート等で覆っていたため、不完全燃焼またはガスが滞留して異常着火した。	2 (2)		2 (5)		8		12 (7) [0]
	⑧排気口、排気筒、燃焼部周辺のダンボール等の可燃物が発火した。			1 (1) [1]	8 [1]			9 (1) [2]
	⑨その他		1 (1)	14 (21)	21	46	5	87 (22) [0]
	⑩不明		1 (2) [1]	6 (10)	7	12	2	28 (12) [1]
A:設計、製造又は表示等に問題があったもの				2 (2)	1	83	1	87 (2) [0]
H:調査中のもの				4 (4)	12 [1]	6		22 (4) [1]
合計	事故件数 被害者数 火災件数	2 (2) [0]	12 (13) [1]	61 (78) [2]	83 (0) [6]	372 (0) [0]	14 (0) [0]	544 (93) [9]

(※5) 平成24年12月27日現在、重複、対象外情報を除いた件数。

被害状況別で、人的被害と同時に物的被害が発生している場合は、人的被害のより重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。また、()の数字は被害者数、[]の数字は事故件数の内数で火災件数。製品本体のみの被害（製品破損）にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。壁や柱等の建物又は畳やふすま等の建具の一部以上が焼損することを「火災」としている。




(ガスふろがまの種類別事故についての補足説明)

ガスふろがまの種類

半密閉式： 燃焼用の空気を室内から取り、燃焼排ガスを排気筒で屋外へ排出する方式。

密閉式（バランス型）： 給排気筒で、屋外の空気を取り入れて燃焼させ、燃焼排ガスを屋外へ排出する方式。

屋外式： 燃焼部を屋外に設置して、給気、排気をともに屋外で行う方式。

給排気方式	半密閉式	密閉式	屋外式
給気	屋内	屋外	屋外
排気	屋外	屋外	屋外
図			

(表中の図について：出典 経済産業省ホームページ)

事故件数をガスふろがまの種類別にみると、密閉式は250件、屋外式は227件、半密閉式は55件あります。

事故現象別にみると、①「点火操作を誤り、ガスが滞留して異常着火した。」では141件中128件が密閉式、②「浴室の排水口が詰まり、燃焼部等が繰り返し水につかり、腐食や亀裂が生じ、炎が外へあふれた」では、51件中35件が密閉式、14件が半密閉式、③「長期使用により、異物の詰まりや部品の腐食・劣化が生じ、不完全燃焼による異常燃焼や漏れたガスに引火した。」は47件中29件が屋外式、⑦「給気口等を工事用養生シート等が覆っていたため、不完全燃焼した。」では12件中8件が屋外式で発生しています。

(6) 使用期間別事故発生件数

使用期間が判明した469件について、「使用期間別事故発生件数」を図5に示します。
使用期間が10年未満では、点火操作を繰り返したことによる事故や燃焼部が水につかったこと等の使い方による事故が多くなっており、10年を過ぎると、ゴムの劣化や部品の腐食によるガス漏れ、煤の堆積による異常着火といった長期使用による事故が増えています。

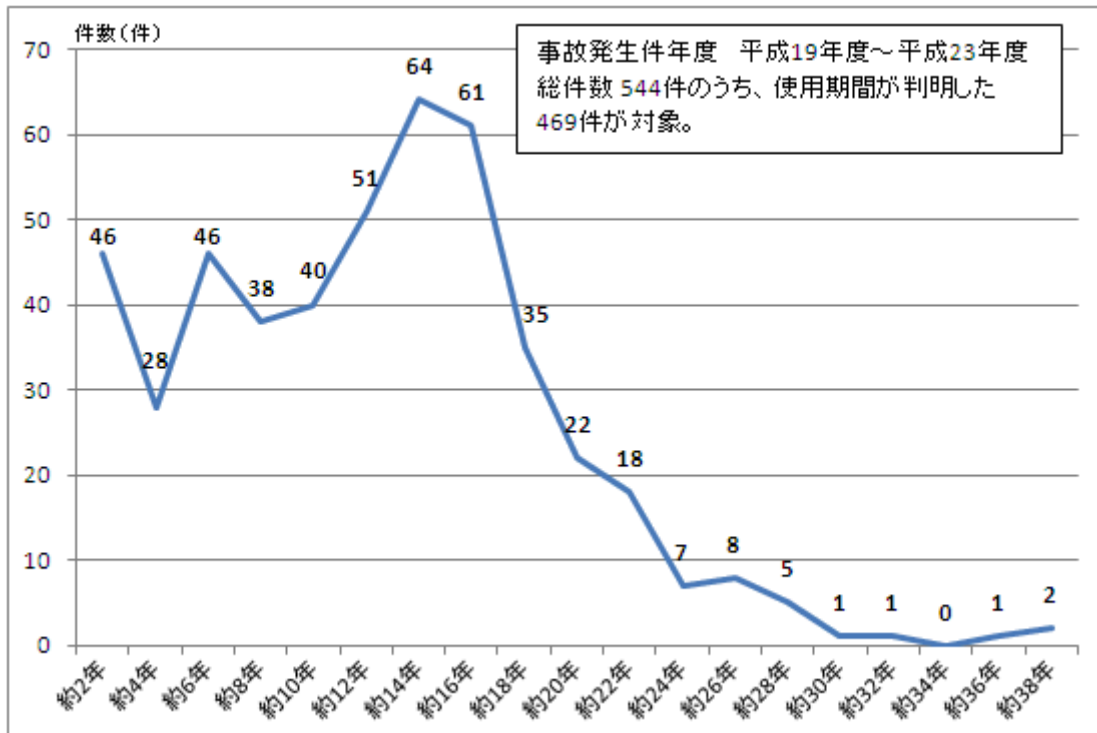


図5 使用期間別事故発生件数

(7) 事故事例の概要について

ガスふろがまの事故について、現象別に事例を示します。

① 点火操作を繰り返す等で、ガスが滞留して異常着火した。

○平成24年1月6日（東京都、年代・性別不明、製品破損）

（事故内容）

ガスふろがまのケーシングの一部が変形した。

（事故原因）

ガスふろがまの燃焼部が繰り返し水につかったことにより、点火しにくい状況で点火操作を繰り返したため、未燃ガスが滞留し、点火操作によって滞留したガスに異常着火したものと推定される。

なお、点火しない時や途中で火が消えたときは5分以上待つて再点火する旨、本体に表示されている。

② 浴室の排水口が詰まり、燃焼部等が繰り返し水につかって腐食や亀裂が生じ、炎が外へあふれた。

○平成21年4月26日（青森県、年代・性別不明、拡大被害）

（事故内容）

ガスふろがまを使用中、発煙した。

（事故原因）

ガスふろがまの外郭の給排気口側下部が何度も水につかった影響で腐食穴が開いており、製品の外側にすすが付着していた。強風の影響で、給排気口から強風が吹き込み、バーナーの炎があおられて腐食穴からあふれ、周辺の可燃物（樹脂製玩具）を焼損したものと推定される。

③ 長期使用により、異物の詰まりや腐食・部品の劣化が生じ、不完全燃焼による異常燃焼や漏れたガスに引火した。

○平成23年12月31日（福岡県、年代不明・男性、軽傷）

（事故内容）

ガスふろがまの点火操作を繰り返したところ、漏洩したガスに引火し、1人がやけどを負った。

（事故原因）

長期使用（約19年）により、口火ノズル孔が詰まり点火不良が発生していたため、器具内に滞留した未燃ガスに爆発的に引火し、水や湿気により腐食した前板に開いた穴から熱気が吹き出したものと推定される。

④ パッキン等の取付不備や締付不足によってガスが漏れ、漏れたガスに引火した。

○平成22年11月23日（高知県、年代・性別不明、拡大被害）

（事故内容）

ガスふろがまに点火したところ、炎があがり、浴室のドアなどが破損した。

（事故原因）

ガスふろがまの修理作業者が、ガス通路部品の交換を行った時に、締め付けネジを締め忘れたため、ガスが漏れ、交換作業完了後の点火テストで数回点火操作を行ったところ、滞留した未燃ガスに引火したものと推定される。

⑤ 入浴、シャワー、追いだきの際に、熱湯に触れ、やけどを負った。

○平成20年3月4日（兵庫県、10歳未満・男性、重傷）

（事故内容）

浴槽に湯をはる際に、スイッチを押し間違えて追いだき用の高温給湯をしたため、湯温を確認せずに入った子どもがやけどを負った。

（事故原因）

浴槽の湯が少し残った状態で、使用者が誤って追いだき用の高温出湯スイッチを押したため、高温の湯がはられ、ガス給湯機付ふろがまの音声警告を聞いていたが、湯温を確認せずに浴槽内に入ったものと推定される。

⑥ 空だきによって、製品や周囲が発火・焼損した。

○平成24年3月28日（大阪府、70歳代・女性、拡大被害）

（事故内容）

ガスふろがまを使用中、発煙し、ガスふろバーナー等が焼損した。

（事故原因）

使用者が交換した浴槽の栓が排水穴と合っていなかったことで、水が抜け、空だき状態となり、ふろがまが過熱し、浴槽およびガスふろバーナーが焼損したものと推定される。

なお、このガスふろがまは、空だき防止装置等の安全装置は装備されていない製品であった。

⑦ 給気口等を工事用養生シート等で覆っていたため、不完全燃焼またはガスが滞留して異常着火した。

○平成20年2月25日（愛知県、60歳代・女性、死亡）

（事故内容）

浴室で人の死亡が確認された。住宅は外壁の塗装工事中であり、廊下に面した窓やふろがまを収めるスペースの扉をビニールシートで覆ってあった。

（事故原因）

ガスふろがまは一次排気筒が外れて隙間ができており、さらに建物は塗装工事中であり、給気口等がビニールシートで覆われていた。その結果、不完全燃焼が生じ、一酸化炭素中毒に至ったものと推定される。

2. 石油ふろがまの事故について

(1) 年度別事故発生件数及び被害状況について

石油ふろがまの事故は、平成19年度から23年度までの5年間に303件ありました。

「年度別事故発生件数及び被害状況」を図6に示します。

事故件数は、平成20年度から減少し、平成21年度から23年度にかけて横ばい状況です。また、全体の58%を占める「拡大被害」では、住宅火災を伴ったものが多いとあります。

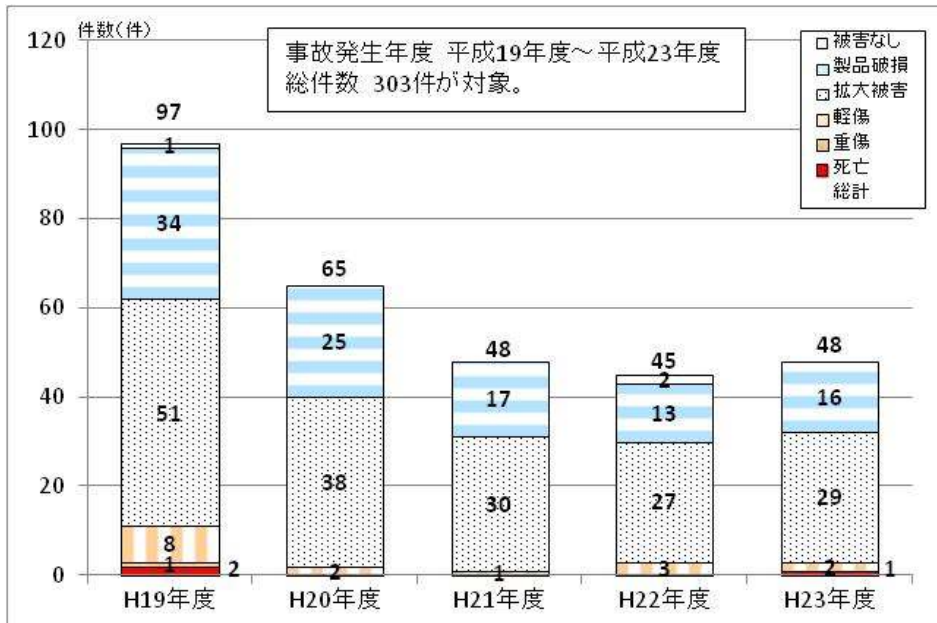


図6 年度別事故発生件数及び被害状況

(2) 事故の月別発生件数について

石油ふろがまの事故の「月別発生件数」を図7に示します。

月別にみると事故は、10月から3月にかけて多くなっています。



図7 月別発生件数

(3) 事故の年代別被害者数について

石油ふろがまの事故において人的被害があった21人(20件)について、「年代別被害者数」を図8に示します。

70歳代以上で被害者が多くなっています。また、50歳代で1人(火災)、80歳以上で2人(火災、やけど)の死亡事故が発生しています。

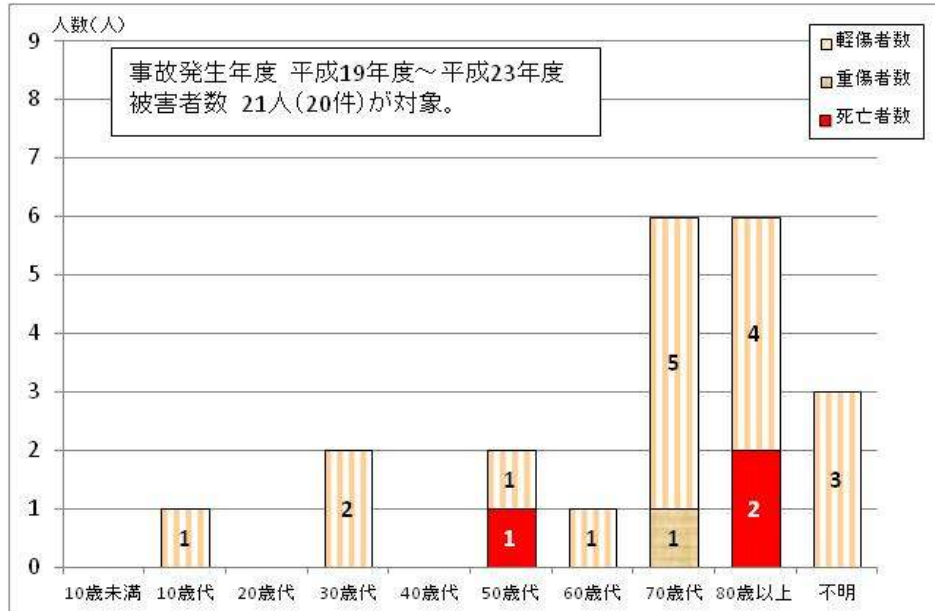


図8 年代別被害者数

(4) 事故の原因と被害について

石油ふろがまの「事故原因区別発生件数」を図9に示します。

事故原因区別では、「誤使用や不注意によるもの(事故原因区分E)」が82件(27.1%)と多く、「製品に起因するもの(事故原因区分A、B、C、G3)」は103件(34.0%)となっています。このうち、事業者により社告が実施されているのは、52件のリング劣化・油漏れによる異常着火等、58件です。

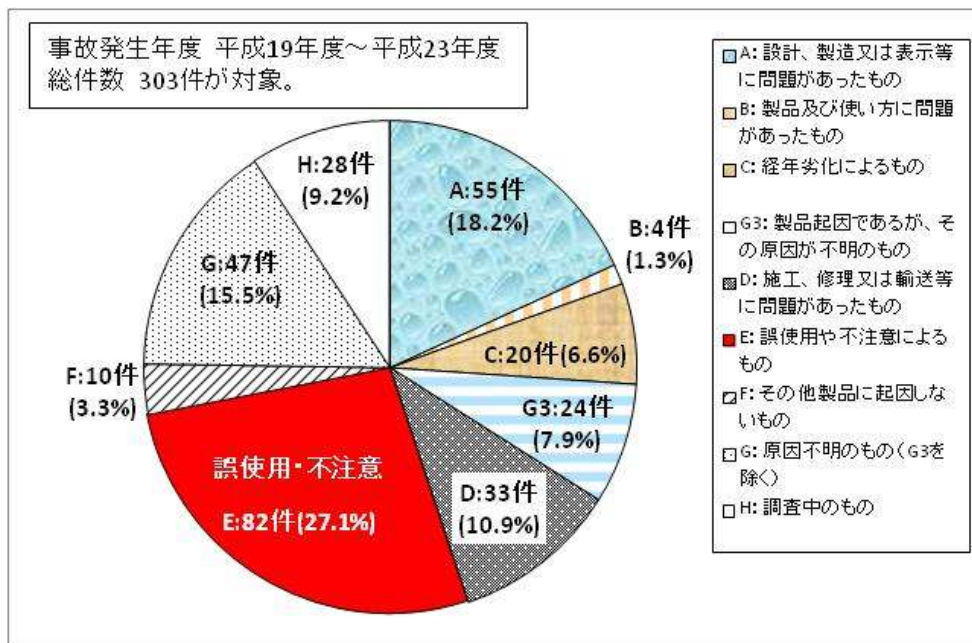


図9 事故原因区別発生件数

石油ふろがまの「事故原因区分別被害状況」を表3に示します。

人的被害を及ぼす事故は20件（6.6%）と少ないものの、うち12件が「誤使用や不注意によるもの（事故原因区分E）」で、死亡2件、重傷事故1件が発生しています。

表3 事故原因区分別被害状況（※5）

被害状況 事故原因区分		人的被害			物的被害		被害なし	合計
		死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
製品に起因する事故	A：設計、製造又は表示等に問題があったもの				12 [1]	43		55 (0) [1]
	B：製品及び使い方に問題があったもの				2	2		4 (0) [0]
	C：経年劣化によるもの			1 (1)	11 [4]	8		20 (1) [4]
	G3：製品起因であるが、その原因が不明のもの				7	17		24 (0) [0]
	小計	0 (0) [0]	0 (0) [0]	1 (1) [0]	32 (0) [5]	70 (0) [0]	0 (0) [0]	103 (1) [5]
製品に起因しない事故	D：施工、修理、又は輸送等に問題があったもの			2 (2) [2]	21 [5]	10		33 (2) [7]
	E：誤使用や不注意によるもの	2 (2) [2]	1 (1) [1]	9 (10) [7]	59 [26]	9	2	82 (13) [36]
	F：その他製品に起因しないもの				8 [2]	2		10 (0) [2]
	小計	2 (2) [2]	1 (1) [1]	11 (12) [9]	88 (0) [33]	21 (0) [0]	2 (0) [0]	129 (15) [45]
G：原因不明のもの (G3を除く)				2 (2) [2]	35 [19]	9	1	47 (2) [21]
H：調査中のもの		1 (1)		2 (2)	20 [2]	5		28 (3) [2]
合計	事故件数 被害者数 火災件数	3 (3) [2]	1 (1) [1]	16 (17) [11]	175 (0) [59]	105 (0) [0]	3 (0) [0]	303 (21) [73]

（※5）平成24年12月27日現在、重複、対象外情報を除いた件数。

被害状況別で、人的被害と同時に物的被害が発生している場合は、人的被害のより重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。また、()の数字は被害者数、[]の数字は事故件数の内数で火災件数。製品本体のみの被害（製品破損）にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。また、壁や柱等の建物又は畳やふすま等の建具の一部以上が焼損することを「火災」としている。

(5) 事故の現象別被害状況

石油ふろがまの事故の「現象別被害状況」を表4に示します。

①「空だきによって製品や周囲が発火・焼損した。」は66件で最も多く、次いで②「長期使用によって、燃料が漏れる等で、出火、焼損した。」は30件です。④「まきのたき口のふたを開けたまま使用し、火があふれて周囲の可燃物に着火した。」及び⑤「まきのたき口や排気筒付近の可燃物が発火した。」では死亡、重傷といった重篤な事故が発生しています。

表4 石油ふろがまの事故の現象別被害状況 (※5)

被害状況 現象の内容		人的被害			物的被害		被害なし	合計
		死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品損破		
事故原因区分BとG	①空だきによって製品や周囲が発火・焼損した。			1 (1) [1]	49 [15]	15	1	66 (1) [26]
	②長期使用によって、燃料が漏れる等で、出火、焼損した。			2 (2) [1]	16 [4]	12		30 (2) [5]
	③業者による点検・施工の不備によって出火、焼損した。			2 (2) [2]	9 [5]	3		14 (2) [7]
	④まきのたき口のふたを開けたまま使用し、火があふれて周囲の可燃物に着火した。	1 (1) [1]		1 (1)	11 [7]			13 (2) [8]
	⑤まきのたき口や排気筒付近の可燃物が発火した。		1 (1) [1]	4 (4) [4]	6 [2]	1		12 (5) [7]
	⑥使用者の設置・接続不良によって出火、焼損した。			1 (1) [1]	11 [3]			12 (1) [4]
	⑦給気不足等で点火不良が発生し、未燃灯油が溜まり、発火した。				6	4		10 (0) [0]
	⑧排気筒の排気熱や継ぎ目からの火の粉の飛散によって着火した。				7 [7]			7 (0) [7]
	⑨その他	1 (1) [1]		3 (4) [2]	8 [2]	14	1	27 (5) [5]
	⑩不明				20 [11]	8	1	29 (0) [11]
A:設計、製造又は表示等に問題があったもの					12 [1]	43		55 (0) [1]
H:調査中のもの		1 (1)		2 (2)	20 [2]	5		28 (3) [2]
合計	事故件数 被害者数 火災件数	3 (3) [2]	1 (1) [1]	16 (17) [11]	175 (0) [59]	105 (0) [0]	3 (0) [0]	303 (21) [73]

(※5) 平成24年12月27日現在、重複、対象外情報を除いた件数。

被害状況別で、人的被害と同時に物的被害が発生している場合は、人的被害のより重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。また、()の数字は被害者数、[]の数字は事故件数の内数で火災件数。製品本体のみの被害(製品破損)にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。また、壁や柱等の建物又は畳やふすま等の建具の一部以上が焼損することを「火災」としている。

(6) 事故事例の概要について

使用期間が判明した244件について、「使用期間別事故発生件数」を図10に示します。

使用期間が8年を過ぎる頃から事故が増加し始め、10年がピークになっています。10年を過ぎると、リングの劣化・油漏れ、腐食や亀裂が生じて油が漏れ引火といった長期使用・経年劣化による事故が増えています。

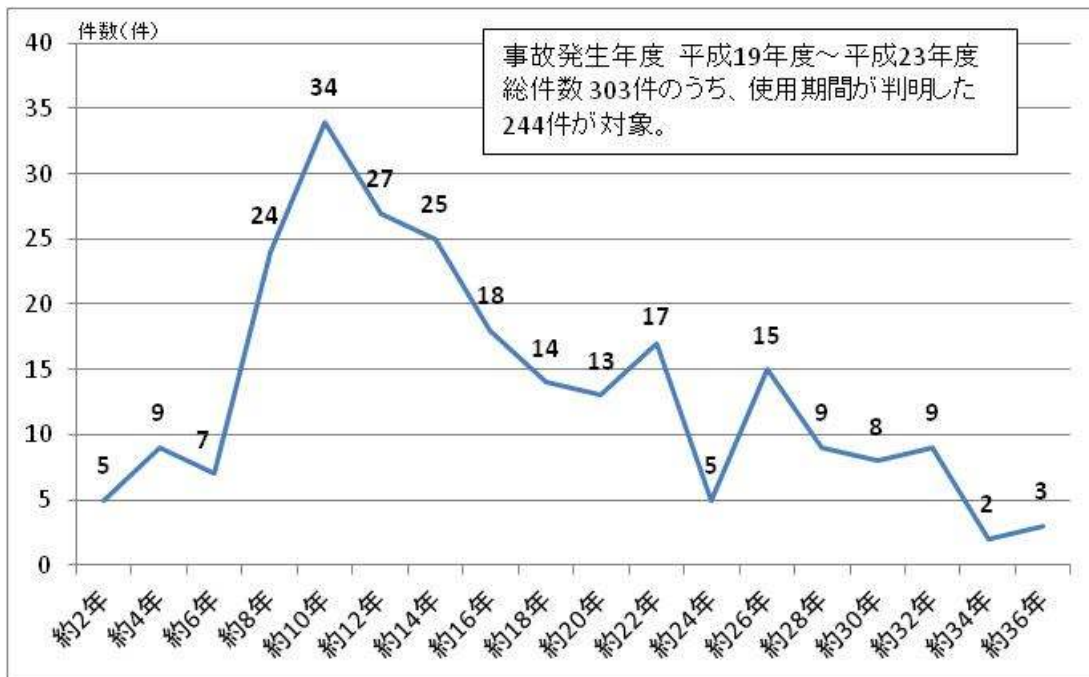


図10 使用期間別事故発生件数

(7) 事故事例の概要について

石油ふろがまの事故について、現象別に事例を示します。

① 空だきによって製品や周囲が発火・焼損した。

○平成23年12月21日（北海道、40歳代・女性、拡大被害）

（事故内容）

浴槽に水を張らずに石油ふろがまのスイッチを入れたため、空だきになり出火し、循環パイプなどを焼損した。

（事故原因）

空だき防止装置のないふろがまを使用しており、浴槽内の水を確認せずに誤ってふろがまのスイッチを入れたため空だき状態となり、火災に至ったものと推定される。

② 長期使用によって、燃料が漏れる等で、出火、焼損した。

○平成23年1月31日（北海道、70歳代・男性、軽傷）

（事故内容）

石油ふろがまを使用中、火災が発生し、石油ふろがまが焼損し、1人がやけどを負った。

（事故原因）

長期間使用（約28年）により、排気経路の亀裂、給気経路の埃詰まり等による給気不足や灯油経路からの水・異物の侵入による噴霧・着火・燃焼不良等によりふろがま炉内の堆積物に未燃灯油がしみ込み、この油の燃えた火が機器内に漏れてコード類に引火したと推定される。

③ 業者による点検・施工の不備によって出火、焼損した。

○平成20年1月16日（茨城県、40歳代・男性、拡大被害）

（事故内容）

木造平屋住宅から出火し、約100平方メートルを全焼した。

（事故原因）

約15年間使用したふろがまの煙突の壁貫通部に遮熱施工を行なっていなかったため、煙突に近接する木壁が煙突の熱により炭化し、当日の加熱により、炭化した壁が低温発火し、火災に至ったものと推定される。

④ まきのたき口のふたを開けたまま使用し、火があふれて周囲の可燃物に着火した。

○平成20年4月14日（岡山県、70歳代・女性、拡大被害）

（事故内容）

木造2階建て住宅から出火して、約150平方メートルを全焼し、隣接する倉庫の一部を焼いた。

（事故原因）

まき兼用石油ふろがまにまきを使用してふろを沸かしており、たき口から火のついたまきがこぼれ、付近の可燃物に燃え移ったものと推定される。

⑤ まきのたき口や排気筒付近の可燃物が発火した。

○平成20年3月25日（長野県、70歳代・男性、軽傷）

(事故内容)

木造2階建て住宅から出火して、約180平方メートルを全焼し、両足に軽いやけどを負った。

(事故原因)

まき兼用石油ふろがまのたき口の火が、近くに置いてあった可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。

⑥ 使用者の設置・接続不良によって出火、焼損した。

○平成20年3月9日（福島県、50歳代・男性、拡大被害）

(事故内容)

浴室より出火する火災が発生した。

(事故原因)

まき兼用石油ふろがまの煙突は使用者が設置したもので、使用者が掃除をした際に、接続部に隙間が生じ、排気の熱により付近の屋根板が発火したものと推定される。

3. ガスふろがま及び石油ふろがまの事故の防止について

ガスふろがま及び石油ふろがまの事故を防ぐため、次の点に注意してください。

(1) ふろがま共通の事故防止注意点

- ① 入浴やシャワー、追いだきの際には、湯の温度を手で確認してください。使い始めや少量使用時にシャワーから突然高温のお湯が出る場合やスイッチ操作ミスで高温のお湯を浴槽に入れてしまう場合もあり、注意が必要です。
- ② 浴槽に水を入れていても、栓が確実に閉まっていないこと等により、浴槽の水が抜け、空だきになり、焼損や火災に至る場合があります。使用する際には、空だきにならないように注意してください。なお、石油ふろがまにおいて点検用コネクターの戻し忘れによって、空だき防止装置が働かず、事故に繋がった場合もあり、リコール情報にも注意してください。
- ③ 排気口、排気筒、燃焼部周辺に洗濯物やダンボール等の可燃物を置かないでください。燃え移る恐れがあります。
- ④ ガスふろがま及び石油ふろがまは、経年劣化による事故件数が多い為、平成21年4月1日に「長期使用製品安全点検制度」における特定保守製品に指定されています。平成21年4月1日以降に製造された製品を購入された所有者には、メーカーに所有者登録をすることが責務化されていますので、必ず所有者登録をしてメーカーから連絡される時期に点検（有料）を受けてください。

また、平成21年4月1日以前に製造された製品も、定期的にメーカーの点検（有料）を受けることも、事故防止の観点から推奨されます。長期使用による点火不良や異常燃焼、配管のゆるみや亀裂による燃料漏れ等の経年劣化事故が発生しています。

特に、点火・着火が確実に行われず、灯油やガスのおいぐする、湯温が高くなる、追いだきに時間がかかる、異常な音がする等は経年劣化事故の予兆の場合がありますので、使用を中止し、メーカーや販売店に相談してください。

(2) ガスふろがまの事故の防止注意点

取扱説明書をよく読み、正しく安全に使用してください。

- ① 数回点火操作を行って、点火できなかつた時は換気を行い、時間をおいてから再度点火してください。漏れたガスに引火する恐れがあります。なお、点火がしづらくなつた原因には、機器の故障・劣化も考えられますので、必ず点検を受けるようにしてください。
- ② 浴室の排水口はこまめに清掃してください。排水口が詰まると、あふれた水でガスふろがまの燃焼部等が水につかり、燃焼部に腐食や亀裂が生じ、炎が外へあふれ火災になる恐れがあります。
- ③ ガスが漏れたようなにおいぐする時は、継手やガスパイプに腐食や亀裂がある場合があります。そのまま使用せず、いったん消火したうえで、必ず点検を行ってください。漏れたガスに引火する恐れがあります。

- ④ 給排気口等をふさがないでください。また、屋外設置用機器を屋内で使用したり、周囲を囲ったりしないでください。給排気が正常に行われず、不完全燃焼による一酸化炭素中毒や、未燃ガスが滞留して異常着火する恐れがあります。特に、外壁の塗り替え等の工事用の養生シート等が給排気口を覆っているときには、使用しないでください。

(3) 石油ふろがまの事故の防止注意点

取扱説明書をよく読み、正しく安全に使用してください。

- ① まき兼用石油ふろがまにおいて、まきを燃料に使用する際には、たき口に適した寸法のまきを入れ、ふたをきちんと閉め、火がたき口からこぼれないようにしてください。また、たき口の周囲に可燃物を置かないでください。あふれた火で周囲に着火する恐れがあります。
- ② 排気筒の接続部や周囲の屋根板の設置状況は定期的に確認してください。排気筒の排気熱や隙間からの火の粉の飛散で周囲に着火する恐れがあります。

(別紙)

○本文中では、事故原因区分を以下の表のように対応させています。

	区分記号	事故原因区分	本文表記
製品に起因する事故	A	専ら設計上、製造上又は表示に問題があったと考えられるもの	設計、製造又は表示等に問題があったもの
	B	製品自体に問題があり、使い方も事故発生に影響したと考えられるもの	製品及び使い方に問題があったもの
	C	製造後長期間経過したり、長期間の使用により性能が劣化したと考えられるもの	経年劣化によるもの
	G3	製品起因であるが、その原因が不明のもの	製品起因であるが、その原因が不明のもの
製品に起因しない事故	D	業者による工事、修理、又は輸送中の取扱い等に問題があったと考えられるもの	施工、修理、又は輸送等に問題があったもの
	E	専ら誤使用や不注意な使い方と考えられるもの	誤使用や不注意によるもの
	F	その他製品に起因しないか、又は使用者の感受性に関係すると考えられるもの	その他製品に起因しないもの
	G	原因不明のもの(G3は除く)	原因不明のもの(G3は除く)
	H	調査中のもの	調査中のもの

1. 長期使用製品安全点検制度について

ガスふろがま及び石油ふろがまは、経年劣化による事故件数が多い製品であり、所有者等に長期使用時の注意喚起を促す「長期使用製品安全点検制度」の特定保守製品です。

平成21年4月1日に、消費生活用製品安全法が改正され、長期間の使用に伴い生ずる劣化（経年劣化）により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼす恐れが多い製品について「長期使用製品安全点検制度」が設けられました。

○長期使用製品安全点検制度（9品目）

屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス・LPガス）、屋内式ガスふろがま（都市ガス・LPガス）、石油給湯機、石油ふろがま、密閉燃焼式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機

長期使用製品安全点検制度の対象製品には、「設計標準使用期間」が設けられています。当該製品を購入の際、メーカーに所有者登録をすることで設計標準使用期間の終わる頃に点検通知が届きますので、メーカーに点検（有料）を依頼するようにしてください。

また、平成21年4月1日以前に製造された製品も、定期的にメーカーの点検（有料）を受けることも、事故防止の観点から推奨されます。

長期使用製品安全点検・表示制度（経済産業省 HP）。

URL：http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07kaisei.html

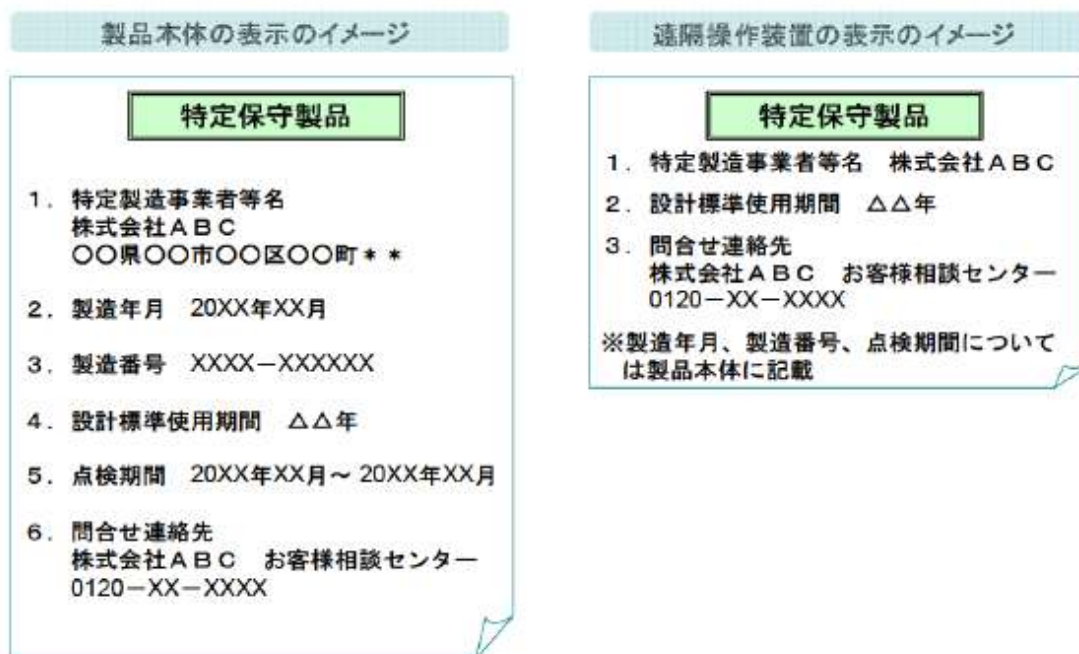


図 特定保守製品への表示のイメージ

2. 石油ふろがまに対する規制について

石油ふろがま（石油給湯機付ふろがまを含む）は、平成21年4月1日より「消費生活用製品安全法」の特定製品に指定されています。全ての石油ふろがま（まき兼用石油ふろがまは除く）に空だき防止装置と一酸化炭素濃度基準値遵守等が義務づけられており、2年間の経過措置期間を経て、平成23年4月1日からはPSCマークのない石油ふろがまの販売はできなくなっています。

3. バランス型ガスふろがまにおける業界の自主的な取組みについて

業界の自主的な取組みにより、平成23年4月より製造されるバランス型ガスふろがまは、乾電池を使用した「あんしん高度化」機器になりました。

【あんしん高度化で実施する4つの項目】

- ① 誤操作等による異常着火防止機能
種火を誤って消火した後の再点火による異常着火を防止します。
- ② ふろ消し忘れ防止機能
ふろを長時間消し忘れることを防止します。
- ③ 水につかることによる機器内部焼損・異常着火防止機能
ふろがまが水につかることに起因する異常着火を防止します。
- ④ 点検お知らせ機能
タイムスタンプ機能により、10年使用相当で点検時期をお知らせします。

従来からの安全機能である、「高温出湯防止装置」、「立消え安全装置」、「空だき安全装置」、「過圧防止装置」とあわせることで、さらに安全性が向上しています。

以上